

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き



国際海の手文化都市

YOKOSUKA

横須賀市税務部資産税課

横須賀市は *eLTAX* を導入しました。

eLTAXを利用してインターネットによる電子申告が出来ます。

詳しくは2ページをご覧ください。



◎はじめに

平素から本市税務行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産の課税には申告制度がとられており、毎年1月1日現在で償却資産をお持ちの方は、申告をしていただくこととなります（地方税法第383条の規定によります）。

つきましては、同封の申告用紙の該当箇所にご記入の上、期限までに申告いただきますようお願いいたします。申告書が送付された方は、資産がない場合でも申告書又は簡易申告はがきによりその旨のお届けをお願いいたします。

【目次】

1	申告が必要な方	3	9	ご提出いただく書類	10
2	償却資産とは	3	10	電算処理により全資産申告をされる場合	10
3	業種別の主な償却資産	4	11	償却資産申告書への個人番号・法人番号の記載について	11
4	家屋と償却資産の区分	5	12	償却資産申告書の記入方法	12
5	償却資産の種類	6	13	その他	19
6	国税との取扱いの相違点	7		耐用年数表（抜粋）	20
7	計算の方法について	8		償却資産に関するQ&A	23
8	非課税資産と特例資産	9			

◆ 償却資産申告書及び種類別明細書等の用紙は、下記アドレスよりダウンロードできます。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2340/shoshiki/1650_7.html

横須賀市は を導入しました。

地方税の申告や届出が自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができるようになりました。かんたん・便利なエルタックスをぜひご利用ください。

償却資産の申告の際には増加・減少の明細書の添付をお願いいたします。

eLTAXの利用手続きなどの詳細はホームページ等でご確認ください。

エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話によるお問合せ（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝休日・年末年始除く）
エルタックスヘルプデスク 0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）

1 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、横須賀市内に事業用の資産を所有している、または横須賀市内の事業所に償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

例えば工場、商店を営んでいる、アパートや駐車場、事業用設備・工具・器具・備品等を貸し付けているなど事業を行っている方です。

2 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは・・・

土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる」有形減価償却資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

※ ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両や、電話加入権・ソフトウェア等の無形減価償却資産は、課税の対象とはなりません。

また、次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- (2) 簿外資産（償却済資産を含みます）で、事業の用に供することができる資産
- (3) 遊休資産（稼働休止状態）や未稼働資産であっても、事業の用に供することができる資産
- (4) リース資産（他の事業所に貸し付けてある資産）
- (5) 他から賃借している建物に施工した附属設備（建物・建物附属設備勘定で経理されているもの）
- (6) 割賦購入資産等で代金の完済しないものでも、現に事業の用に供している資産

◆◆「事業の用に供する」とは◆◆

- ◎ 「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要とはしません。したがって、公益法人、一般社団・財団法人等の行う活動も事業に該当します。
- ◎ 「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。
- ◎ 直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

◆◆借用資産（リース資産）の申告◆◆

1 リース会社が申告するもの

いわゆる「レンタル」であるリース契約。リース資産の所有権はリース会社にあるもの。

2 借受人が申告するもの（代表的な例）

譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）等、リース資産の最終的な所有権が借受人にあるもの。

- ※ なお、平成19年度税制改正において、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものについては、平成20年4月1日以降、課税客体としないものとされています。

3 業種別の主な償却資産

共通 (事務所等)	冷蔵庫(6) テレビ(5) パソコン(4) コピー機(5) 自動販売機(5)	受変電設備(15) ファクシミリ(5) ルームエアコン(6) タイムレコーダー(5) 看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)	事務機 事務用椅子 応接セット 金属製ロッカー(15)
飲食店	食卓(5) 椅子(5)	カラオケ(5) 厨房用品(5)	ガスレンジ(6) カウンター等
小売業	冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)(4) 冷凍(蔵)機内蔵型オープンショーケース(6)		自動計量機(5) レジスター(5)等
公衆浴場業	かま、温水器及び温かん(13)		その他設備(13)等
クリーニング業	クリーニング設備(13)等		
理・美容業	理・美容機器(5)	消毒殺菌機(4)等	
建設業	ブルドーザー(6) 可搬式小型発電機(10)	パワーショベル(6) フォークリフト(4)等	足場(3)
娯楽業	パチンコ器(2) パチスロ器(3) ボウリング場用設備(レーン(13)、その他の設備(13))等	両替機(5) カラオケ(5)	パチンコ器取付台(5)
ガソリン給油業	ガソリンスタンド設備(8)	金属造独立キャノピー(45)等	
医療・薬局業	調剤機器(6) 手術機器(5) 消毒殺菌用機器(4)	ファイバースコープ(6) ガストロスコプ(8) エックス線機器等	歯科診療ユニット(7)
不動産貸付業	ルームエアコン(6) 緑化施設(花壇・芝生・庭園等)(20) 自転車置場(7)	街路灯(金属造)(10) 立体駐車場機械装置部分(10)	貸付不動産の門扉・塀 集合郵便受け(15)等

※1 ()内の数字はその業種での耐用年数を表しています。しかし、各資産の耐用年数は、その素材や用途または業種等により異なる場合があります(数字の記載のないものが該当します)。

耐用年数の詳細はP20~22を参照してください。

※2 平成20年度税制改正により、機械及び装置を中心に、減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されました。**改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用となります。資産の取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。**

なおご不明な点や詳しいことは、資産税課償却資産係までお問合せください。

4 家屋と償却資産の区分

家屋として取り扱うもの	<u>注：申告の必要がありません。</u>
家屋の所有者が施工した附属設備で「家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの」	



償却資産として取り扱うもの		<u>注：申告が必要です。</u>
区 分	申告が必要な資産例	
構造的に家屋と一体となっていないもの	屋外給水塔、簡単に取り外して移動ができるもの	
独立した機械・装置としての性格が強いもの	受変電設備、中央監視制御装置、ルームエアコン等	
特定の生産や業務の用に供されるもの	工場における動力源である電気設備、ガス設備等	
顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの	ホテル・百貨店・病院等の厨房設備等	
賃借人（テナント）等がその借用建物に施工した内装・造作	借用建物・店舗等に施工した内装・造作や附属設備等は、下表にかかわらず賃借人等の償却資産としてご申告ください。	

償却資産と家屋の区分一覧表（一般的な例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります）

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電 気 設 備	電灯照明設備	屋外の照明設備（ネオンサイン、投光器等）	屋内一般照明器具
	中央監視制御	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線	屋内電灯配線
	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	
給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備	
給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器、貯湯槽等）	中央式給湯設備	
厨房設備	事業用厨房設備（百貨店、旅館、病院、社員食堂等）	キッチンユニット	
ガス設備	特定の生産又は業務用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管	
消火設備	ホース、ノズル、消火器、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用空調設備	家屋と一体の空調設備	
運搬設備	ベルトコンベヤー、クレーン等	エレベーター等	
通信放送設備	電話機、交換機、アンプ等	屋内配線	
店舗・事業用造作設備	簡易間仕切り等容易に取り外し可能なもの	家屋と一体のもの	
屋外駐車場設備	舗装路面、フェンス、機械式駐車場設備		
その他	看板、広告塔、門、塀、植栽、人工芝		

5 償却資産の種類

償却資産は、下表のように6種類に大別されます。

資産種類		内容
第1種	構築物	門、塀、構内舗装（駐車場舗装も含む）、屋外排水溝、煙突、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと、償却資産として評価するものとに区分されます（P 5 参照）。 ◆ 本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作であっても、建物の所有者以外の方が施工した場合は、償却資産として取り扱います。 （例）借りている店舗の内装工事等
第2種	機械及び装置	工作機械、土木機械、印刷機械、食品製造機械、モーター・ポンプ等の汎用機械類、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車）、その他各種産業用機械・装置等
第3種	船舶	漁船、貨物船、油そう船、客船、ボート、ヨット、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等 〔注〕自動車税・軽自動車税が課税されるものは課税対象とはなりません。大型特殊自動車（0,000～99,900～99,900～999ナンバー）は課税対象となります。
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、テレビ、ルームエアコン、複写機、レジスター、応接セット、理美容機器、陳列だな、冷蔵庫、歯科診療ユニット、事務用机、事務用椅子等

この償却資産の範囲は、所得税確定申告書の償却費の計算欄又は法人税確定申告書別表 16 (1)、(2)、(7) (減価償却費の計算) に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税・軽自動車税が課税される自動車等を除いたものに、おおむね一致します。



6 国税との取扱いの相違点

(1) 償却方法等の取扱い

項 目	固定資産税の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償却期間の計算	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ ※ 減価率は、法人税の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ	定額法か定率法の選択方式 旧定率法：H19.3.31以前 取得分 250%定率法：H19.4.1～H24.3.31 取得分 200%定率法：H24.4.1以後 取得分
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（注1）	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税・法人税）	認められます（注2）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区分評価（改良を加えた資産と 改良費を分けて評価）	原則区分評価（一部合算評価も可）
中小企業者等の少額減 価償却資産の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず、 <u>認められま せん</u> （注3）	認められます

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額をご記入ください。

（注2）通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。
その場合は、税務署長への届出書の写を償却資産申告書とともにご提出ください。

（注3）租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得した30万円未満の資産については、国税上、損金に算入できます（租税特別措置法第28条の2・第67条の5・第68条の102の2）。

しかし、地方税法には租税特別措置法の適用はありませんので、この方法で即時償却している資産は、償却資産の申告が必要となります。

(2) 取得価額と固定資産税（償却資産）申告の取扱い

○：申告対象 ×：申告対象外

取得価額 経理区分	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

7 計算の方法について

(1) 税額決定までの主な流れ

- ① 資産1品ごとに**評価額**を算出します。
- ② 次に①で算出した資産ごとの評価額を足し合わせます。**算出結果＝課税標準額**となります。
- ※ ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。課税標準の特例についてはP9を参照してください。
- ③ ②で算出した**課税標準額**が、**免税点(150万円)**以上か未満かを判別します。
- ④ ③の結果、免税点以上であれば**課税標準額**に**税率1.4%**をかけて税額を算出します。
免税点未満の場合は課税されません (**※ 免税点未満でも申告は必要です**)。

(2) 評価額の計算方法について

【**評価額の算出方法**】資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にして行います。

	評 価 額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × (1 - 減価率)

【**計算例**】取得価額1,000,000円、取得年月令和5年8月、耐用年数3年の資産の場合

※ 前年中取得の減価残存率は0.732で前年前取得は0.464(下の減価残存率表参照)

年 度	評 価 額
令和6年度	1,000,000円 × 0.732 = 732,000円
令和7年度	732,000円 × 0.464 = 339,648円
令和8年度	339,648円 × 0.464 = 157,596円
令和9年度	157,596円 × 0.464 = 73,124円
令和10年度	73,124円 × 0.464 = 33,929円 < 50,000円(※)

※ 算出額が取得価額の5%未満の場合、それ以降は取得価額の5%が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
	1 - r/2	1 - r		1 - r/2	1 - r		1 - r/2	1 - r		1 - r/2	1 - r
2	0.658	0.316	9	0.887	0.774	16	0.933	0.866	35	0.968	0.936
3	0.732	0.464	10	0.897	0.794	17	0.936	0.873	40	0.972	0.944
4	0.781	0.562	11	0.905	0.811	18	0.940	0.880	45	0.975	0.950
5	0.815	0.631	12	0.912	0.825	19	0.943	0.886	50	0.977	0.955
6	0.840	0.681	13	0.919	0.838	20	0.945	0.891	※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。		
7	0.860	0.720	14	0.924	0.848	25	0.956	0.912			
8	0.875	0.750	15	0.929	0.858	30	0.963	0.926			

(3) 価格の決定

※ (2)の計算方法で資産一品ごとに算出した評価額の合計額が**決定価格**となります。

(4) 税額の決定

① 課税標準額

【 賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額 】 = 【 課税標準額 】 となります。

※ 課税標準の特例が適用される場合、合計額から軽減額を引いた額が課税標準額となります。

② 税額

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	--------------	---	--------------------

(例) 課税標準額 1,560,856円の場合				
1,560,000円 (1,560,856円)	×	1.4/100	=	21,800円 (21,840円)

③ 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません (150万円未満でも申告は必要です)。

8 非課税資産と特例資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産については、非課税資産のため固定資産税が課税されません。非課税資産分は、その他の一般資産の申告書から除き「**非課税該当資産の明細書**」と主務官庁等への届出書の写し等を添えてご提出ください。

また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定に該当する資産については、特例資産のため課税標準額が軽減されます。「**課税標準特例該当資産届出書**」(記入の方法はP18をご参照ください)とそれを証明する届出書、許可書などの写し等を添えてご提出ください。

主な特例適用資産 (抜粋)

根拠規定 (地方税法)		特例対象資産	特例率	添付書類	備考
条	項号				
第349条	の3	内航船舶	1/2		遊覧船、快遊船、遊漁船、競走用モーターボートは含まない。
附 則	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	1/2	特定施設設置 (使用、変更) 届出書の写し	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
	第2項 第2号	ごみ処理施設	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し	
	第15条	第45項	先端設備等	1/2 又は 1/3	認定申請書・認定書の写し等

※ 上記及び上記以外の特例など、ご不明な点につきましてはお問合せください。

9 ご提出いただく書類

申告のパターン		提出する用紙	減少明細 (赤色)	増加明細 (青色)	申告書 (緑色)	簡易 はがき
以前に資産有 の申告をされ た方	前回申告 との比較	資産内容が全く同じ			○	
		増加した資産のみある		○	○	
		減少した資産のみある	○		○	
		増加資産も減少資産も両方ある	○	○	○	
以前に資産無 の申告をされ た方・初めて 申告される方	申告する資産がある			○	○	
	申告する資産がない				どちらか一方	

※ 事業所の廃業・解散・移転があったり、住所、氏名を変更したり、特例該当資産や非課税該当資産がある場合等の特記事項がある場合は、申告書（緑色）の【17備考欄】にご記入ください。

※ 特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、届出書やそれに関する添付書類もご提出ください。

10 電算処理により全資産申告をされる場合

電算処理により申告される方は、**毎年度、全資産申告（全資産明細）の形式が必要になります。**

償却資産申告書	<p>(1) 独自の様式で申告される場合も、必ず本市よりお送りした償却資産申告書（緑色）もあわせてご提出ください。</p> <p>(2) 評価額の欄を必ずご記入ください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全 資産用) (減少資産・訂 正連絡用)	<p>(1) 次の項目は必ずご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月 ・取得価額 ・耐用年数 ・減価残存率 ・評価額 ・増加事由 <p>(2) 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法(旧定率法)により評価計算を行ってください。(P8参照)</p> <p>(3) 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の95%です。</p> <p>(4) 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行ってください。</p> <p>(5) 圧縮記帳、特別償却は認められておりません。</p> <p>(6) 減少資産がある場合は種類別明細書(減少資産・訂正連絡用)を添付してください。</p> <p>(7) 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記入した様式でご申告ください。</p>
添付資料等	<p>※ 事業所の廃業・解散・移転があったり、住所、氏名を変更したり、特例該当資産や非課税該当資産がある場合等の特記事項がある場合は、申告書（緑色）の【17備考欄】の記入もお願いします。</p> <p>※ 特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、届出書やそれに関する添付書類もご提出ください。</p>

11 償却資産申告書への個人番号・法人番号の記載について

平成28年1月以降にご提出される償却資産申告書には、個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載欄が追加されました。

（１）個人の方

個人の方は申告に本人確認資料が必要です。

個人番号（マイナンバー）12桁を記載した申告書の提出時に、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、本人確認及び代理権確認）を実施いたします。次表に記載する本人確認に必要な資料をご持参ください。

なお、**電子申告（eL TAX）の場合、本人確認資料の添付は不要です。**

個人の方の必要な資料の一覧

	本人による申告		代理人（税理士等）による申告の場合	
申告書を 資産税課窓口 へ提出 ※右欄確認 資料を提示	番号 確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号付き） 等	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カード（裏面）の写し ・本人の通知カードの写し ・本人の住民票（個人番号付き） 等	
	本人 確認	公的機関が発行した免許証等で 次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・運転免許証 ・本市から送付された氏名・住所が印字 された償却資産申告書 等	代理人の 本人確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・運転免許証 ・税理士証票 等
申告書を 資産税課へ 直接郵送 ※右欄確認 資料を提出	番号 確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード（裏面）の写し ・通知カードの写し ・住民票（個人番号付き）の写し 等	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カード（裏面）の写し ・本人の通知カードの写し ・本人の住民票（個人番号付き）の写し 等	
	本人 確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード（表面）の写し ・運転免許証の写し ・本市から送付された氏名・住所が印字 された償却資産申告書 等	代理人の 本人確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード（表面）の写し ・運転免許証の写し ・税理士証票の写し 等
			代理権の 確認	次のうち、いずれか1点 ・委任状（原本） ・税務代理権限証書 等

※通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。

（２）法人の方

法人の方は申告に本人確認資料の添付は**不要です**。法人番号13桁を申告書にご記入ください。

（３）その他

償却資産申告書と一緒にご提出いただいた各種確認資料の写しは、返却いたしませんのでご承知おきください。

12 償却資産申告書の記入方法

償却資産申告書の記入例

1 郵便番号・住所及び電話番号をご記入ください。

3 事業種目を具体的にご記入ください。また、資本金又は出資金等の金額もご記入ください。

4 横須賀市内で事業を開始した年月をご記入ください。

個人番号・法人番号をご記入ください。

5 この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号をご記入ください。

6 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号をご記入ください。

7~13 該当する方を○でお囲みください。

14 住所と資産所在地が異なる場合や、2つ以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地をご記入ください。

15 借用（リース）資産の有無について、該当する方を○でお囲みください。借用資産がある場合には資産の名称、貸主の名称等をご記入ください。

16 事業用家屋の所有区分について該当する方を○でお囲みください。

申告書提出日をご記入ください。

2・個人の場合

氏名・フリガナをご記入ください。また、屋号があればご記入ください。

・法人の場合

法人名・フリガナ及び代表者の氏名をご記入ください。

※個人・法人とも押印は不要です。

(ロ)

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別にご記入ください。

(ハ)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別にご記入ください。

(ニ)

【(イ)前年前に取得したもの】 - 【(ロ)前年中に減少したもの】 + 【(ハ)前年中に取得したもの】 によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別にご記入ください。

令和〇〇年度 提出用 通知番号 個人番号又は法人番号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (あて先) 横須賀市長 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

1 住所 (フリガナ) 238-8550 横須賀市小川町11番地 (又は納税通知書送付先) 電話 (046)-0000-0000

2 氏名 (フリガナ) 株式会社 横須賀港湾運送 (又は納税通知書送付先) 代表取締役 横須賀 一郎 (屋号)

3 事業種目 港湾運送業 (資本等の金額) (5百万円)

4 事業開始年月 昭和52年 4月

5 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 浦賀 三郎 電話(046)000-0000

6 税理士等の氏名 衣笠五郎事務所(担当〇〇) 電話(046)000-0000

7 短縮耐用年数の承認 有・無

8 増加償却の届出 有・無

9 非課税該当資産 有・無

10 課税標準の特例 有・無

11 特別償却又は圧縮記帳 有・無

12 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

13 青色申告 有・無

14 横須賀市内にある事業所等資産の所在地 横須賀市 ① 久里浜〇-〇〇-〇〇 横須賀市 ②

15 借用資産(リース資産等) 有(無) リース会社等 資産名 横須賀リース(株) コピー機・パソコン

16 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

17 備考(添付書類等) 1. 全資産申告(新規・電算)・増減申告 2. 前年中の申告資産に増減なし 3. 該当資産なし(必ず、3事業種目を記入してください) 4. 廃業・解散・転出等(年月日)

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構 築 物		9	100	000		5	600	000		12	000	000
2 機 械 及 び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車両及び運搬具		6	000	000		2	000	000		1	890	000
6 工具、器具及び備品			980	000						500	000	
7 合 計		16	080	000		7	600	000		14	390	000

資産の種類	評 価 額 (ホ)			決 定 価 格 (ヘ)			課 税 標 準 額 (ト)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構 築 物									
2 機 械 及 び 装 置									
3 船 舶									
4 航 空 機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合 計									

17 次のような事項をご記入ください。

- 資産の移動について、1~4のうち該当する箇所を○でお囲みください。
- 課税標準の特例の適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その届出書等の名称
- 増加償却を行った場合は、その届出書等の名称
- 前年中に資産所在地、所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧資産所在地、旧住所、旧氏名又は旧名称等をご記入ください。
- 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名、電話番号
- その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

増加した資産の記入例

- 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産、他の市町村から移動してきた資産、前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産をご記入ください。
- 本市に初めて申告される方は、令和6年1月1日現在で市内にある**全資産**をご記入ください。

所有者名
所有者名をご記入ください。

ページ数
3枚のうち、2枚目というように**ページ数**をご記入ください。

耐用年数
該当資産に適用する**耐用年数**（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2、5、6参照）をご記入ください。P20～22の表も参考にしてください。

申告年度をご記入ください。

通知番号
償却資産申告書（緑色の用紙）の上部右側に記載されている9桁の数字をご記入ください。記載がない場合は記入不要です。

- 資産の種類**
1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

資産コード
記入不要です。

資産の名称等
資産の名称や規格等を漢字・ひらがな・カタカナ・英字・数字でご記入ください。

令和〇〇年度

所有者コード

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名
株式会社 横須賀港湾運送

ページ数
3枚のうち
2枚目

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額		耐用年数	減価率	償却額	課税標準額	特例コード	摘要			
				年	月	日	千円	円									
01		駐車場舗装(小川町)	1	4	2	9	1	0	7	200	000	1	5	0.0	0.0	3-4	
02		事務所内装(小川町)	1	4	2	8	1	0	4	800	000	1	0	0.0	0.0	1-2	申告もれ
03		フォークリフト(田浦)	1	4	2	5		8	1	890	000	4		0.0	0.0	1-2	川崎市から
04		パソコン(小川町)	5	5	5			9	500	000	4		0.0	0.0	3-4		
05													0.0	0.0	1-2	3-4	
06													0.0	0.0	1-2	3-4	
07													0.0	0.0	1-2	3-4	
08													0.0	0.0	1-2	3-4	
09													0.0	0.0	1-2	3-4	
10													0.0	0.0	1-2	3-4	
11													0.0	0.0	1-2	3-4	
12													0.0	0.0	1-2	3-4	
13													0.0	0.0	1-2	3-4	
14													0.0	0.0	1-2	3-4	
15													0.0	0.0	1-2	3-4	
16													0.0	0.0	1-2	3-4	
17													0.0	0.0	1-2	3-4	
18													0.0	0.0	1-2	3-4	
小計			8						14	390	000			0.0	0.0	1-2	3-4

(資産の種類)
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶
4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

(年号) 3. 昭和 4. 平成 5. 令和

(増加事由) 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他
いずれかに○印をつけてください。

特例コード
記入不要です。

増加事由
該当する増加事由の番号を○でお囲みください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

摘要
次のような事項をご記入ください。

1. 課税標準の特例がある資産についてはその適用条項（例：法附則第15条第9項）
2. 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示（例：改正、訂正）
3. 増加償却を行っている場合は、その旨の表示
4. 前年度申告もれであった場合は、その旨の表示（例：申告もれ）
5. その他その資産の評価に必要な事項

資産の数量
取得した**資産の数量**をご記入ください。

取得年月
取得した年月をご記入ください。
年号は次の区分によりご記入ください。
昭和→3 平成→4 令和→5

取得価額
その資産の取得価額をご記入ください。

※ **取得価額**とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます。（引取運賃、荷役費、関税、据付費、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。）

※ **圧縮記帳**は償却資産の評価上認められていませんので、**圧縮前の取得価額をご記入ください。**

※ **消費税**
税込経理方式を行っている方→消費税を含んだ額
税抜経理方式を行っている方→消費税を含まない額 } をそれぞれご記入ください。

減少した資産・申告済資産の訂正の記入例

- 1 以前に横須賀市に償却資産の申告をし、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに売却・滅失・移動等によって資産を減少させた場合またはその資産の訂正をする場合ご記入いただくものです。
- 2 前年度までに申告いただいた内容により作成されています。今回初めて申告される方・前回「全資産減少」「該当資産なし」の申告された方には送付しておりません。
- 3 資産が減少した場合は、該当する資産の異動区分の1を、事由及び区分にも該当するものを○でお囲みください。

通知番号
償却資産申告書（緑色の用紙）の上部右側に記載されている9桁の数字が記載されています。

異動区分
減少であれば1を、訂正であれば2を○でお囲みください。

資産コード
本市にご申告いただいた際に登録された「資産コード」が記載されています。

数量
数量が記載されています。
※ 一部減少の場合は、減少した数量をご記入ください。（元の数量が「1」である資産の一部を減少した場合は、数量を「0」とご記入ください。）

令和〇〇年度		種類別明細書(減少資産・訂正連絡用)										所有者名		
所有者コード		資産コード		資産の名称等		取得年月		取得価額		減少の事由及び区分		摘要		
異動区分 1減少 2訂正	行番号	年度	ページ	行	数量	年	月	十	百	千	円	1全部 2一部 3移動 4その他	1全部 2一部	3枚のうち 2枚目
①・2	01	1	358	001 001	1	3	57	11	5	600	000	1・2・3・4	①・2	
1・2	02	1	358	001 002	1	3	57	11	3	500	000	1・2・3・4	1・2	
①・2	03	5	404	001 03	4	3	5		6	000	000	1・2・3・4	1(2)	
1(2)	04	6	406	002 01	2	4	5	3		300	000	1・2・3・4	1・2	
1・2	05	6	502	001 04	4	5	1	9		480	000	1・2・3・4	1・2	
1・2	06											1・2・3・4	1・2	
1・2	07											1・2・3・4	1・2	
1・2	08											1・2・3・4	1・2	
1・2	09											1・2・3・4	1・2	
1・2	10											1・2・3・4	1・2	
1・2	11											1・2・3・4	1・2	
1・2	12											1・2・3・4	1・2	
1・2	13											1・2・3・4	1・2	
1・2	14											1・2・3・4	1・2	
1・2	15											1・2・3・4	1・2	
1・2	16											1・2・3・4	1・2	
1・2	17											1・2・3・4	1・2	
1・2	18											1・2・3・4	1・2	

所有者名
所有者名が記載されています。

ページ数
3枚のうち、2枚目というようにページ数が記載されています。

取得価額
取得価額が記載されています。
※ 一部減少の場合は、減少した数量と金額をご記入ください。

減少事由
当該資産が減少した事由及びその区分について、該当するものの番号をそれぞれ○でお囲みください。
減少の事由：1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他
減少の区分：1. 全部 2. 一部

摘要
◆ 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、「当初3台6,000,000円の内、1台2,000,000円減少し、残り2台4,000,000円となった」等、取得価額、減少した数量と金額及び残った数量と金額をご記入ください。
◆ その他当該資産が減少したことについて必要な事項（移動先等）を適宜ご記入ください。

注 減少の事由及び区分は必ず記入してください。

※ 減少や訂正した資産が無い場合は、「減少資産・訂正連絡用」用紙のご提出は不要です。

課税標準特例該当資産届出書の記入方法

課税標準特例該当資産届出書には、特例適用項目ごとに集計してご記入ください。

令和〇〇年度 償却資産 課税標準特例該当資産届出書

住所	所有者氏名	通知番号
横須賀市小川町11番地	(株)よこすか海の手化学工業	999-999-999

①

適用項目	地方税法 第349条の3第 項	特例率	1 / 3
	地方税法 附則第15条第 2 項		

※ 本年度に課税標準の特例を受けようとする資産すべてについて、特例適用項目ごとに集計して記入してください

資産種別	資産件数	取得価額合計	決定価格合計①	軽減額合計②	課税標準額合計③(=①-②)
構 築 物	1 件	12,000,000 円	② 11,556,000 円	③ 7,704,000 円	④ 3,852,000 円
機 械 及 び 装 置					
船 舶					
車 両 及 び 運 搬 具					
工 具、器 具 及 び 備 品					
合 計	1	12,000,000	11,556,000	7,704,000	3,852,000

行数	資産の名称等	数量	取得価額	取得年月	耐用年数	備考
1	⑤ 排水処理施設	1	12,000,000 円	令和〇〇年4月	30 年	
2						
3						
4						
5						
6						
7						

- ① 特例適用項目 … 特例の適用を受けようとする資産の根拠規定の項目をご記入ください。
- ② 決定価格合計 … 特例適用前の決定価格を、適用項目ごと・資産種別ごとに集計してご記入ください。
- ③ 軽減額合計 … 決定価格に(1-特例率)を乗じた額を、適用項目ごと・資産種別ごとに集計しご記入ください。
- ④ 課税標準額 … 決定価格合計から軽減額合計を差し引いた額をご記入ください。
- ⑤ 資産明細 … 特例の適用を受けようとする資産の名称、数量、取得価額、取得年月、耐用年数をご記入ください。



13 その他

(1) 申告しない方、または虚偽の申告をした方

正当な理由がなく申告しない場合は、**地方税法第 386条の規定により過料を科せられることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることとなります。**期限までに必ずご申告ください。

また、**虚偽の申告は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることとなります。**

(2) 実態調査のお願い

申告書受付後、**申告内容を確認するために実態調査を行う場合があります。**その際、減価償却資産明細書や固定資産台帳などの減価償却資産の内訳がわかるものの写し等の提出をお願いしています。調査結果によっては、修正申告をしていただく場合があります。

(3) 過年度への遡及について

申告もれ等の場合は、申告された年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度までさかのぼって課税することになります。ただし、地方税法第17条の5第1項の規定により、最大5年を限度とします。過年度分の課税が発生した場合は、納税通知書を送付した月の月末までに一括で納付していただくこととなります。

(4) 申告の簡略化

次の方へは、令和7年度の申告書を送付しないことがあります。

◆ **個人事業者で令和6年度に「該当資産なし」の申告をされた方**

◆ **令和6年度申告の結果、課税標準額の合計が100万円未満の方**

(課税標準額は、「価格決定等通知書」か「価格決定のお知らせ」等をご覧ください。)

※ 上記に該当する方でも、申告書をお送りする場合があります。**申告書を送付された方は申告をお願いします。**また、**申告書送付の有無にかかわらず、令和6年中に資産の増減があった方は令和7年度の申告が必要です。**資産税課償却資産係へご連絡ください。

(5) 申告書の記入方法がわからない場合

資産税課償却資産係（本館1号館2階9番窓口）へ、お早めにご相談ください。

次のような書類をお持ちいただければ、その場で申告することもできます。

個人の場合	<ul style="list-style-type: none">簡易帳簿所得税青色申告決算書その他減価償却資産のわかる書類（領収書、契約書等）
法人の場合	<ul style="list-style-type: none">固定資産台帳法人税確定申告書その他減価償却資産のわかる書類（領収書、契約書等）

(6) 納期（現年度）

納期限は、5月、7月、12月、翌年2月の年4回です。各納期の月末が休日となる場合は、翌開庁日が納期限です。

耐用年数表（抜粋）

◎構築物（1種）

構造・用途	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビチューマルス敷	3

◎構築物（建物附属設備：1種）

電気設備	受変電設備（キュービクル）	15
	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備（冷凍機の出力 22kw以下）	13
	その他のもの	15
消火、排煙 報知、避難	火災報知器設備、スプリンク ラー、格納式避難設備	8
店用簡易設備・簡易間仕切り		3
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

◎船舶（3種）

漁船（FRP）	7
モーターボート	4

◎車両（5種）

フォークリフト	4
---------	---

◎工具・器具・備品（6種）

測定工具・検査工具		5
治具及び取付工具		3
家具、電気 機器、ガス 機器及び 家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	

構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気 機器、ガス 機器及び 家庭用品	ラジオ、テレビ、音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー （電気式のものを除く。）	4
	カーテン、座布団、寝具、丹前 じゅうたんその他の床用敷物	3
	小売業、接客業、放送用、劇場 その他のもの	3
	室内装飾品	6
	主として金属製	15
	その他のもの	8
	食事又は厨房用品	
	陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
その他のもの	8	
事務機器 及び通信 機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷・印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機（パソコン：ただし、 サーバー用のものを除く。）	4
	電子計算機（その他のもの）	5
	複写機、計算機、レジスター、 タイムレコーダー、他類似機器	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデ ジタルボタン電話設備	6
その他のもの	10	
時計、試験 機器及び 測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学、写真 制作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5
	焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板及び 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの 主として金属製のもの	10
その他のもの	5	
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器（いす、洗面設備、その他）		5

◎工具・器具・備品（6種）

医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの	4
	その他のもの	6
娯楽又はスポーツ器具又は演劇用	パチンコ器その他これらに類する球戯用具	2
	スロットマシン	3
	碁、将棋、麻雀	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	衣装	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
	生 物	植 物
貸付業用のもの		2
その他のもの		15
動 物		
魚類		2
鳥類	4	
その他のもの	8	
前掲以外のもの	漁具	3
	自動販売機	5

◎機械装置（2種）

食料品製造業用設備	10	
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	
織 維 工 業	炭素繊維製造設備	
	黒鉛化炉	3
	その他の設備	7
	その他の設備	7
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	8	
家具又は装備品製造業用設備	11	
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	
印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備	
	モノタイプ、写真又は通信設備	3
	その他の設備	10
その他の設備	10	
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトレジスト製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、	5
	偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	
	その他の設備	8
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	
プラスチック製品製造業用設備（他に掲げるものを除く）	8	
ゴム製品製造業用設備	9	
なめし革、同製品又は毛皮製造業用設備	9	
窯業又は土石製品製造業用設備	9	
鉄 鋼 業 用 設 備	表面処理鋼材、鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材、鑄鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14
	その他の設備	
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
	その他の設備	7
金属製品製造業用設備	金属被覆・彫刻業、打はく・金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
はん用機械器具製造業用設備	12	
生産用機械器具製造業用設備	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
	業務用機械器具製造業用設備	7

◎機械装置（２種）

電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備		
光ディスク（追記型・書換え型）製造設備	6	
プリント配線基板製造設備	6	
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5	
その他の設備	8	
電気機械器具製造業用設備	7	
情報通信機械器具製造業用設備	8	
輸送用機械器具製造業用設備	9	
その他の製造業用設備	9	
農業用設備	7	
林業用設備	5	
漁業用設備、水産養殖業用設備	5	
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	3
	坑井設備	6
	掘さく設備	12
	その他の設備	6
総合工事業用設備	6	
電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力・ガスタービン発電設備	15
	送電・電気事業用変電、配電設備	
	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22
	鉄道又は軌道業用変電設備	15
	その他の設備	
主として金属製のもの	17	
その他のもの	8	
ガス業用設備	製造用設備	10
	供給用設備	
	鋳鉄製導管	22
	鋳鉄製導管以外の導管	13
	需要者用計量器	13
	その他の設備	15
その他の設備		
主として金属製のもの	17	
その他のもの	8	
熱供給業用設備	17	
水道業用設備	18	
通信業用設備	9	
放送業用設備	6	

映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
鉄道業用設備	自動改札装置	5
	その他の設備	12
道路貨物運送業用設備		12
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売業用設備	13
	（貯そうを除く。） その他の設備	8
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン、液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備	
	主として金属製のもの	17
	その他のもの	8
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	8
	その他の設備	14
宿泊業用設備		10
飲食店用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボウリング場用設備	13
	その他の設備	
	主として金属製のもの	17
	その他のもの	8
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
	その他の設備	
	主として金属製のもの	17
その他のもの	8	
自動車整備業用設備		15
その他のサービス業用設備		12
その他	機械式駐車設備	10
	その他の設備	
	主として金属製のもの	17
その他のもの	8	

償却資産に関するQ & A

Q1. どうして申告しなければならないのですか？

A. 地方税法第 383条に「固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、価格決定に必要な資産の所在状況を1月31日までに償却資産の所在の市町村長に申告しなければならない」と定めがあります。

なお {
・正当な理由なく申告しない→過料を科せられたり延滞金が徴収されます。
・虚偽の申告をした→罰金を科せられます。(地方税法より)

Q2. 今まで申告書を送られてきたことがなかったのに、なぜ今回送られてきたのでしょうか？

A. 市内で事業を営まれていると思われる方や新たに償却資産の所有が見込まれる方に関しては、本市から申告書を送付しています。お持ちの資産に増加・減少がありましたら、必ず資産税課償却資産係までご連絡ください。申告書一式お送りいたします。なお、P19の13(4)の「申告の簡略化」をご参照ください。

Q3. 毎年税務署で所得税または法人税の申告をしているのに、なぜ市にも申告が必要なのですか？

A. 税務署の申告は「所得税または法人税」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を必要経費」として計上するためのものです。市への申告は、固定資産税の課税対象として償却資産の申告が必要となります。地方税法上、税務署の申告とは別に市に償却資産の申告が義務付けられています。

Q4. リース資産の申告はリース会社と借主のどちらが申告するのですか？

A. 固定資産税の償却資産に関しては、原則としてリース会社が納税義務者となりますので、リース会社が申告してください。ただし、リース期間終了後に無償譲渡の契約がある場合(所有権留付割賦販売としてのリース)には、借主が申告してください。

※ なお所有権移転外リースは平成 19 年度税制改正により法人税・所得税の処理方法が変更になりましたが、固定資産税は従来どおりです。

Q5. アパートを経営(不動産賃貸業)しています。申告対象となる資産はどんなものがありますか？

A. 土地や家屋で評価されない部分、例えば駐車場などのアスファルト舗装、門、フェンス、塀などの構築物や家屋から取り外しできるルームエアコン等の工具・器具・備品などが対象となります。

Q6. 飲食店を営んでいます。申告対象となる資産はどんなものがありますか？

A. 厨房機器、冷蔵庫、テーブル、イス、エアコン、テレビ、カラオケ機器、看板などです。また自己所有の建物ではなく借用店舗(テナント)に施工した内装工事や電気配線工事、空調工事、給排水設備なども申告対象となります。

Q7. 会社の福利厚生施設の設備や備品も申告対象となるのでしょうか？

A. はい。申告対象となります。本来の業務に使われている資産だけでなく、福利厚生施設に関する資産についても間接的に事業の用に供するものとして認められますので、申告が必要となります。例えば本市に定置しているプレジャーボートも申告対象となります。

Q8. 税務署の法人税の申告で耐用年数を経過して、減価償却済みになった資産は申告が必要ですか？

A. はい。必要です。法人税や所得税で減価償却済みになっても、事業のために使用している限りは固定資産税(償却資産)の申告は必要です。

案 内 図



申告書の提出先・お問合せ先・用紙の請求先

申告書提出先 (お問い合わせ先)	〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市税務部資産税課 電話 046-822-8202
申告書提出期限 (法定提出期限)	令和6年1月31日(水) ※ 期限間近は大変混雑しますので、早期のご提出にご協力ください。
郵送の場合	申告書を郵送される方で控えに受領印が必要な方は、控えを一緒にお送りください。 返信用切手と封筒が同封されていない場合は、控えを返送できませんのでご注意ください。

横須賀市ホームページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

編集 横須賀市税務部資産税課 (令和5年11月)

この手引きは令和5年8月1日現在の法令等に基づき作成されています。

〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市税務部資産税課 行
(償却資産申告書在中)



こちらを郵送宛名ラベルとして
ご利用ください